



社会保険労務士法人
SMILE

News letter



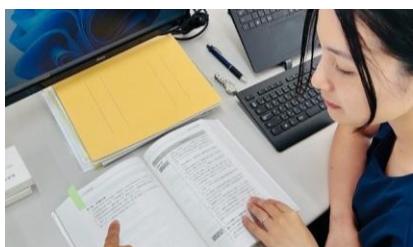
社会保険労務士法人 SMILE より
皆様のお役に立つ経営・人事労務に関する情報をお届けします

Message From SMILE

こんにちは！SMILE 社労士の小森です

まだまだ暑さを感じる日もありますが、虫の音が聞こえたり、朝晩の風が少し涼しかったりと、秋の気配をわずかに感じる今日この頃。皆さまはどんな「秋」を楽しんでいらっしゃいますか？「スポーツの秋」「読書の秋」「学びの秋」「食欲の秋」さまざまに楽しめる季節ですね。

私はというと「食欲の秋」を早速クリア！先日、次女と一緒に月を見ました。最近はあちこちのお店で「月見」メニューを見かけます。「あのお店の月見、食べました！」という情報、ぜひお聞かせください。お待ちしております♡



やはり外せない「読書の秋、学びの秋」。私たちの仕事にとって知識はお客様のお役に立つために不可欠なもの。だからこそ、常に「会社の発展に資する」知識を仕入れ、磨くことを意識しています。このところ、事務所を超えた社労士同士の勉強会に、小森、田崎で参加し、学び合いを通じてお客様に貢献できるものを増やしていくのもっぱらの楽しみです。勉強会は月2回、夜にオンラインで開催されますが、翌日にはその延長戦として事務所で書籍を引っ張り出し、根拠を確認することもしばしばです。

組織開発・組織づくり、組織と人のパフォーマンスを最大限に發揮するための伴走支援などを、長年にわたり学び続けている小森です。もちろん、社内でも実践しています。

秋に限らず、一生の学びとしたいものですし、モットーである「対話と励まして職場にSMILEを」もたらす社労士として、今後ますますお役に立てればと思います。「心のマネジメント」に今ますます関心が高まっていますのでぜひお気軽に「うちのチームってね」という話題でお話できたら嬉しいです。





人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行:社会保険労務士法人 SMILE

〒444-2123 岡崎市鴨田南町2-6 コスモビル鴨田201

TEL 0564-73-3073 FAX 0564-73-3085 e-mail company@sr-2smile.jp



重要改正 要確認

令和7年度の地域別最低賃金の改定状況—すべての都道府県で出揃う！

令和7年度の地域別最低賃金について、各地方最低賃金審議会での答申が出揃い、その結果が厚生労働省から公表されました。今年度は、発効時期が遅いところもありますので、発効年月日とともに、最寄りの地域の地域別最低賃金の額をご確認ください。

令和7年度の地域別最低賃金の改定状況の一覧

都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日*	都道府県名	最低賃金時間額 ()は前年度	発効年月日*
北海道	1075円(1010円)	令和7年10月4日	滋賀	1080円(1017円)	令和7年10月5日
青森	1029円(953円)	令和7年11月21日	京都	1122円(1058円)	令和7年11月21日
岩手	1031円(952円)	令和7年12月1日	大阪	1177円(1114円)	令和7年10月16日
宮城	1038円(973円)	令和7年10月4日	兵庫	1116円(1052円)	令和7年10月4日
秋田	1031円(951円)	令和8年3月31日	奈良	1051円(986円)	令和7年11月16日
山形	1032円(955円)	令和7年12月23日	和歌山	1045円(980円)	令和7年11月1日
福島	1033円(955円)	令和8年1月1日	鳥取	1030円(957円)	令和7年10月4日
茨城	1074円(1005円)	令和7年10月12日	島根	1033円(962円)	令和7年11月17日
栃木	1068円(1004円)	令和7年10月1日	岡山	1047円(982円)	令和7年12月1日
群馬	1063円(985円)	令和8年3月1日	広島	1085円(1020円)	令和7年11月1日
埼玉	1141円(1078円)	令和7年11月1日	山口	1043円(979円)	令和7年10月16日
千葉	1140円(1076円)	令和7年10月3日	徳島	1046円(980円)	令和8年1月1日
東京	1226円(1163円)	令和7年10月3日	香川	1036円(970円)	令和7年10月18日
神奈川	1225円(1162円)	令和7年10月4日	愛媛	1033円(956円)	令和7年12月1日
新潟	1050円(985円)	令和7年10月2日	高知	1023円(952円)	令和7年12月1日
富山	1062円(998円)	令和7年10月12日	福岡	1057円(992円)	令和7年11月16日
石川	1054円(984円)	令和7年10月8日	佐賀	1030円(956円)	令和7年11月21日
福井	1053円(984円)	令和7年10月8日	長崎	1031円(953円)	令和7年12月1日
山梨	1052円(988円)	令和7年12月1日	熊本	1034円(952円)	令和8年1月1日
長野	1061円(998円)	令和7年10月3日	大分	1035円(954円)	令和8年1月1日
岐阜	1065円(1001円)	令和7年10月18日	宮崎	1023円(952円)	令和7年11月16日
静岡	1097円(1034円)	令和7年11月1日	鹿児島	1026円(953円)	令和7年11月1日
愛知	1140円(1077円)	令和7年10月18日	沖縄	1023円(952円)	令和7年12月1日
三重	1087円(1023円)	令和7年11月21日	全国加重平均	1121円(1055円)	—

■ は改定あり
(すべての都道府県で改定)

※ 発効年月日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性があります。

★これだけ大幅な引き上げなので、最低賃金割れが増えることが懸念されています。月給制の場合、所定のルールにより時給換算して、最低賃金額と比較する必要がありますので注意が必要です。不安であれば、気軽にご相談ください。

要確認

地域別最低賃金の大幅な引き上げを見据え「業務改善助成金」を拡充(厚労省)

令和7年度の地域別最低賃金の大幅な引き上げを受けて、厚生労働省等から、「業務改善助成金」を拡充するとのお知らせがありました(令和7年9月5日から拡充)。そのポイントを確認しておきましょう。

業務改善助成金の対象となる事業者の拡大等(内閣官房・厚労省・経産省資料)

概要

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行う中小企業に対し、その費用の一部を助成。

より多くの中小企業が活用できるよう、業務改善助成金の対象事業者の範囲を拡充。

具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合も、助成を受けることを可能とする。

事業の詳細は[こちら](#)

【上限等】 上限:30~600万円(賃金引上額・人数が多いほど大)

【助成率】 3/4(事業場内最低賃金が1,000円以上)又は4/5(事業場内最低賃金が1,000円未満)



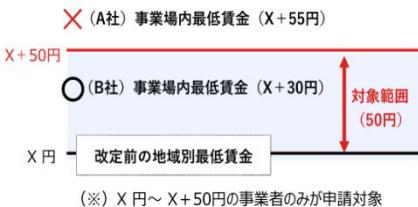
次ページへ続く

1) 対象事業者の拡大

現行

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業者が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>



拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業者が対象

改定後の地域別最低賃金

対象範囲の拡充

X+63円

X+50円

X 円

(※) X+51円～X+62円の事業者も申請対象となる

2) 申請手続きの簡略化

現行

賃上げ前に、賃上げ計画の提出・審査が必要

拡充

賃上げ計画の事前提出を省略可能とする

社員) が出てくるかどうかを確認し、最低賃金割れの社員が出てくるようでしたら、「業務改善助成金」をはじめとする政府の支援策の活用を考えてみましょう。その際には、ひと声お掛けください。アドバイス等をさせていただきます。

要確認

「令和7年分 年末調整のしかた」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和7年分 年末調整のしかた」が公表されました。変更点を含め、年末調整の手順などを今一度確認するためにも、今回公表された「令和7年分 年末調整のしかた」を、早めにチェックしておきましょう。

-----「令和7年分 年末調整のしかた」のトップページ-----

令和7年分
年末調整のしかた

本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- ▶「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ▶「扶養親族等の所得要件」の改正
- ▶「特定親族特別控除」の創設

また、通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」をご覧ください！

国税庁ホームページには、「年末調整がよくわかるページ」を掲載しています。

このページには、年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、扶養控除等申告書などの各種申告書、従業員向けの説明用リーフレットや各種申告書の記載例など年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

なお、動画による説明は、YouTubeにも掲載していますので、ご活用ください。

※ 令和7年分の各種控除につきましては、令和7年10月頃に掲載いたします。

年末調整がよくわかるページ

トップページにも書かれていますが、本年の年末調整においては、基礎控除の見直し等にご注意ください！

※今回は、令和7年8月7日に令和7年人事院勧告が行われ、令和7年4月1日以降の措置内容として自動車などの交通用具使用者に対する通勤手当の額の引き上げが勧告されました。これを受け、令和7年4月1日にさかのぼって通勤手当に係る非課税限度額が改正される場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

★他の関係資料（「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」など）のほか、パンフレットなどをまとめて公表する「年末調整がよくわかるページ（令和7年分）」については、10月頃公開予定とされています。

通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向も含め、新たな情報が公表されましたら、隨時お伝えします。



10 / 1
10 / 10

- 改正育児介護休業法施行（育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等 他）
- 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

10 / 31

- 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 8月決算法人の確定申告と納税・2026年2月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月～9月分の労災事故について）
- 労働保険料の納付（延納第2期分）



◆あとがき◆最低賃金改定への対応や年末調整の準備で、慌ただしい時期となりますね。今年も改正点が多く不安もありますが、早めに情報を収集し、日々の実務を担ってくださる皆様のおかげで、業務が滞りなく進み社内の皆様の安心と平和につながるのではないかでしょうか。一年を締めくくる仕事納めの景色を目指して...共に頑張りましょう！

こんなとき どうしたらいい？



人を雇ったら？「労働保険？」「雇用保険？」「健康保険？」
給与計算から天引きする保険料の金額って毎月変わるの？変わらないの？
労働保険料の申告書が届いたけど、これってどうやって書くの？
算定基礎届、っていう書類が届いたけど、これはどうやって届出するの？
給与計算をするとき、残業の割増が必要になるのはどこから？率は？
給与計算ソフトの設定がわからない～！
年次有給休暇ってどんな制度？どんな人が使えるの？
退職者から「離職票をください」と言われた！どうやって作成？どこに届出？
従業員が結婚することに♡ 「扶養家族にしたいです」…手続きは？
従業員が妊娠しました！「出産手当金」!?「育児休業」!?保険料の免除!?
従業員が介護で仕事が続けられない!?「介護休業」ってどんな制度!?
従業員が仕事中にケガをしてしまった！「労災保険」ってどうやって申請するの？
従業員が病気になってしまった！「傷病手当金」って制度は使えるの？
法律に合った&我が社に合った就業規則『ワークルール』を創りたい！
労働カレンダーをつくるときに気を付けることはどんなんこと？
シフト制で働いてもらうときに気を付けるのはどんなんこと？

弊社サイト「お問合せ」ページ、またはFAXにてお気軽にお問い合わせください



事業所名	
ご担当者	様
連絡先	

